

『顧きやく録』利 用 規 約

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社ケーピーエス（以下、当社といいます）は、この利用規約（以下、「利用規約」といいます）に基づき、本サービスを提供します。

2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス 利用規約に基づき当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供する顧客管理サービス『顧きやく録』
- (2) 契約者 利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3) 利用契約 利用規約に基づき個別に当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) 利用契約等 利用契約及び利用規約
- (5) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、株式会社セールスフォース・ドットコム（以下、「SFDC」といいます）が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (7) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するためにSFDCが電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (8) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- (9) ユーザID 契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (10) パスワード ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (11) 認定利用者 当社が関連会社（契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）又は取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者
- (12) 契約者等 契約者及び認定利用者

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。

3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他当社が不相当と判断したとき

(認定利用者による利用)

第10条 契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

(変更通知)

第11条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合

(2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、SFDCが本サービス用設備等の定期点検などを行う場合、契約者に事前の通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. 当社は、契約者が第16条（当社からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第13条 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了30日前までに契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに6ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2. 当社は、本サービスの利用期間満了の30日前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

(最短利用期間)

第14条 本サービスの最短利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月とします。

2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約は、できないものとします。

(契約者からの利用契約の解約)

第15条 契約者は、解約希望日の30日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より30日後を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(当社からの利用契約の解約)

第16条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内には是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第17条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の60日前までに契約者に通知した場合
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は既に支払われている利用料金はいかなる理由があっても返金しないものとします。

(契約終了後の処理)

第18条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

(本サービスの種類と内容)

第19条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙Aに定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
- (1) 第40条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。

- (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(本サービスの提供区域)

第20条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

(導入支援及びサポート)

第21条 当社は、別紙Aに定める導入支援サービス及び保守サポートサービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

(再委託)

第22条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第37条(秘密情報の取り扱い)及び第38条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第23条 本サービスの利用料金、算定方法等は、別紙Bの料金表に定めるとおりとします。

(利用料金の支払義務)

第24条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、別紙Bの料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第12条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第12条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

(利用料金の支払方法)

第25条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

- (1) 請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。

(2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐる紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(遅延利息)

第26条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第27条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社またはSFDCに損害を与えた場合、当社またはSFDCに対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(利用責任者)

第28条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第29条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(ユーザID及びパスワード)

第30条 契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社またはSFDCが損害を被った場合は契約者が当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(バックアップ)

- 第31条 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(禁止事項)

- 第32条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (6) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

(認定利用者の遵守事項等)

- 第33条 第10条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。
- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。

- (4) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

- 第34条 第10条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。
2. 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から7日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第6章 当社の義務等

(善管注意義務)

- 第35条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

- 第36条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、SFDC の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく SFDC に通知します。
3. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

- 第37条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

(個人情報の取り扱い)

第38条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

第39条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第36条(本サービス用設備等の障害等)などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

(1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去6ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)

(2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが6ヶ月に満たない場合には、当該期間(1月未満は切捨て)に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)

(3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金(1日分)に30を乗じた額

2. 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

(免責)

第40条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

(1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

(2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害

(3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害

(4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受

(5) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害

(6) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウ

- ウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (9) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (10) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (12) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

以上

別紙A 第19条(サービスの種類及び内容)、第21条(導入支援及びサポート)関係

サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。

1. 本サービスの種類及び内容

本サービスの種類及び内容は以下のとおりとし、詳細は「利用契約」によるものとします。

(1) 不動産会社向け顧客管理サービス

2. 本サービス利用可能時間

24 時間通年の利用が可能

ただし、SFDC による本サービス用設備機器の保守時間帯は除くものとします。

3. 導入支援サービス

(当社が導入支援サービスを提供する場合、利用契約において以下の内容を定めるものとします。)

(1) 運用・操作指導(トレーニング)の内容

① 運用・操作指導(トレーニング)の内容

操作マニュアルおよび画面操作デモにより操作方法を説明

② 対象者: 顧きゃく録、管理者様、一般使用者

③ 期間: 管理者向け 約 2 時間 一般使用者向け 約 1 時間

④ 場所: お客様ご指定の場所(首都圏以外の場合、交通費・宿泊費は別途実費精算とさせていただきます。)

(2) 初期設定(パラメータ設定)支援の内容と範囲

① ポータル、ホームページ、他システムからの顧客情報自動登録支援

顧きゃく録、データ連携機能のパラメータ設定、顧客データ項目調整

② GoogleAnalytics の設定支援

ホームページへのタグ設定

③ メール連携機能設定支援

Thunderbird v3 以上、Gmail の転送機能の設定

④ 会員制物件紹介サイト「ある蔵」開設支援

サイト開設、アクセス解析設定

4. 保守サポートサービス

当社が保守サポートサービスを提供する場合、サービスの内容は以下のとおりとします。

(1) 内容と範囲

① 最新版への無償バージョンアップ

② 本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言

サービス範囲: 電話: 年間10回まで、電子メール: 年間20回まで。

電話受付時間: 月曜日から金曜日(祝日及び12月30日から1月5日までを除く)、10 時から 17 時まで

③ データ項目の追加、調整支援

サービス範囲: 年間 10 項目まで。

④ カスタムレポート作成

サービス範囲: 年間 5 レポートまで。

⑤ 当社主催の操作研修会に無料にて参加可能

サービス範囲: 年間4回程度開催予定、各回3名まで

(2) サービス窓口(連絡先)

利用契約において、電話、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を定めるものとします。

別紙B 料金表

◇ 初期費用

- ・ユーザ数に係わらず初期費用 20 万円。

※初期契約時にお支払ください。

◇ 導入費用

- ・顧客データの取り込み及び項目追加：5 万円。
- ・物件データの取り込み及び項目追加：5 万円。

※上記作業が必要な場合は初期契約時にお支払ください。

尚、データの管理形式や項目によっては取り込めない場合もございます。

詳細はお問合せ下さい。

◇ ライセンス料金

- ・1 ユーザあたり月間 7,500 円（最低ユーザ数 2 ユーザ、以降 1 ユーザ単位）。

- ・11 ユーザ以上のライセンスを契約する場合、

11 ユーザ以降は 1 ユーザあたり月間 4,500 円となります。

- ・契約期間の初めは 6 ヶ月、その後は 6 ヶ月単位の自動更新となります。

（契約終了をご希望される場合は、契約終了一ヶ月以上前に書面でご通知下さい）

- ・契約期間中にライセンス数を追加する場合は、当初契約期間までとします。

- ・次の契約時にライセンス数を増減することができます。

（契約期間中のライセンス数の減少はできません）

※契約時に 6 ヶ月間のライセンス料金をお支払ください。

◇ 保守料金

- ・ユーザ数に係わらず 6 ヶ月 5 万円。

- ・契約期間は 6 ヶ月単位となります。

※初期契約時および 6 ヶ月毎の契約時にあわせてお支払ください。

別紙 C - SFDC サービス契約

「AppExchange」とは<http://www.salesforce.com/jp/appexchange> 又はその後継のウェブサイトに掲示されている、SFDC サービスと相互運用するアプリケーションのオンラインディレクトリをいいます。

「本パートナー」とは、株式会社ケーピーエスをいいます。

「本パートナーアプリケーション」とは、不動産業向け顧客管理システム「顧きゃく録」をいいます。

「本プラットフォーム」とは、SFDC が、本パートナーの本パートナーアプリケーションの本顧客への提供に関連して、本パートナーに提供するオンライン、ウェブベースのプラットフォームサービスをいいます。

「SFDC サービス」とは、<http://www.salesforce.com/jp> 又はその他の指定されたウェブサイト経由で公衆に一般に提供されるオンライン、ウェブベースのアプリケーション及びプラットフォームサービスをいい、関連するオフラインのコンポーネントを含みますが、AppExchange のアプリケーションは含まれません。

「サブスクリプション」とは、お客様が本パートナーから購入する、本ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる権利をいいます。

「SFDC」とは、株式会社セールスフォース・ドットコムをいいます。

「本ユーザ」とは、お客様が、当該本ユーザのために購入されている本パートナーアプリケーションのサブスクリプションの結果として、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って本サービスを利用することを承認したお客様の従業員、代表者、コンサルタント、受託者又は代理人であり、お客様（又はお客様の要請に従って SFDC 又は本パートナー）がユーザ ID 及びパスワードを付与した者をいいます。

「お客様」又は「本顧客」とは、本パートナーが求めるその他の条件と共に、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを利用するサブスクリプションを購入する契約を締結したお客様の法人組織をいいます。

「本顧客データ」とは、お客様が本サービスに保存する（かつ本サービスに常駐している限りにおいて）すべての電子的なデータ及び情報をいいます。

1. サービスの利用

- (a) 本パートナーアプリケーションの各サブスクリプションによって、本ユーザ 1 名に、本パートナーが求めるその他の条件と共に、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを経由して本サービスを利用する権利が付与されるものとします。サブスクリプションは、2 名以上の本ユーザによって共有又は使用することはできません（但し、随時、お客様との雇用関係を終了し、又はその他の職位、職能の異動によって本サービスの使用を要しなくなった従前の本ユーザと交替する新規の本ユーザに改めて割り当てることができます）。明確化のために、お客様の本契約に基づき本プラットフォームを利用するサブスクリプションには、SFDC サービスを利用できるサブスクリプションは含まれないものとします。お客様が SFDC サービス又はその機能若しくはサービスの何れかを利用すること、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することを望む場合には、当該サービスのために www.salesforce.com/jp を参照して、SFDC に直接ご連絡ください。本パートナーアプリケーションにアクセスすることによって、お客様が SFDC サービス全般にアクセスできる場合、又は本パートナーアプリケーションのユーザガイドに記載された機能を超える、本パートナーアプリケーション内の SFDC サービスの何れかにアクセスできる場合で、かつお客様が SFDC との別途の契約書に基づき当該アクセスの利用申込をしていない場合には、お客様は当該機能にア

クセスせず、また利用しないことに同意するものとし、お客様による当該機能の利用、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することは、本契約の重大な違反となるものとします。

- (b) お客様が本パートナーアプリケーション経由で本プラットフォーム又は SFDC サービスにアクセスできる場合と雖も、本パートナーは、本パートナーアプリケーションの唯一のプロバイダであり、お客様は本パートナーとのみ契約関係を有するものとします。本パートナーが事業を停止し、その他本パートナーアプリケーションの提供を停止し、若しくはその他提供ができない場合でも、SFDC は本パートナーアプリケーションを提供する義務、又はお客様に、お客様が本パートナーに支払った料金を返金する義務を負わないものとします。
- (c) お客様は、(i) お客様のユーザアカウントの下で生じる全ての活動に責任を負い、(ii) 全ての本顧客データのコンテンツについて責任を負い、(iii) 本プラットフォーム又は SFDC サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行うものとし、当該不正利用を発見したときには、速やかに本パートナー若しくは SFDC に通知するものとし、(iv) 本プラットフォーム及び SFDC サービスを利用する場合に、全ての適用ある国内又は海外の法令を遵守するものとします。
- (d) お客様は、本プラットフォーム及び SFDC サービスを、お客様の内部事業目的のためにのみ利用するものとし、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又は SFDC サービスを、ライセンス、サブライセンス、販売、再販、賃貸、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェアリング若しくはその他商業上の利用、又は本ユーザ以外の第三者に対して、若しくはその他この SFDC サービス契約で規定された以外の方法で提供すること (ii) 適用ある法令に違反してスパム又はその他の反復メッセージ若しくは迷惑メールを送信すること (iii) 児童に対して有害なもの及び第三者のプライバシーの権利を侵害するものを含め、第三者の権利を侵害するもの、猥褻なもの、脅迫的なもの、第三者の名誉を毀損するもの、その他違法若しくは不法なものを送付し又は保存すること、(iv) ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬、又はその他の有害若しくは悪意のあるコード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを送信又は保存すること (v) 本プラットフォーム又は SFDC サービス又はそれらに含まれるデータの完全性又は性能を妨害し、又は混乱させること、又は(vi) 本プラットフォーム又は SFDC サービス、又はそれらに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正なアクセスを試みること。
- (e) お客様は、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又は SFDC サービスを改変、複製し、又はそれらに基づく派生物を作成すること (ii) 本プラットフォーム又は SFDC サービスの一部を構成するコンテンツをフレーム又はミラーすること。但し、お客様自身のイントラネット上、又はその他お客様自身の内部事業目的の場合は除きます。(iii) 本プラットフォーム又は SFDC サービスをリバースエンジニアリングすること (iv) 以下の目的のために本プラットフォーム又は SFDC サービスにアクセスすること (a) 競合する製品若しくはサービスの開発 (b) 本プラットフォーム又は SFDC サービスのアイデア、特徴、機能若しくはグラフィックスの複製。

2. サードパーティプロバイダ

本パートナー及びその他のサードパーティのプロバイダ(SFDC のウェブサイト内に掲載されている場合があり、AppExchange アプリケーションのプロバイダが含まれる)は、本プラットフォーム又は SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関する製品及びサービスを提供します。当該製品及びサービスには、例えば、本プラットフォーム又は SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションとの間のデータ交換や本プラットフォーム又は SFDC サービスのアプリケーション・プログラミング・インターフェイスの利用を通じた、本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションのユーザーインターフェイス内での追加的機能の提供などの、お客様の本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーション(オフラインとオンラインを含む)の利用に関連する導入、カスタマイズ及びその他コンサルティングサービスが含まれます。SFDC は、そのよ

うな製品若しくはサービスにつき SFDC が「認証した」「承認した」若しくはその他の指定をしているか否かに拘わらず、当該サードパーティのプロバイダ又はそれらの製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーション又は本パートナーのその他の製品若しくはサービスが含まれるがそれらに限定されない)について、保証しません。お客様とサードパーティプロバイダとの間のデータ交換又はその他の相互関係(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)及びお客様による当該サードパーティプロバイダの提供する製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)の購入は、お客様と当該サードパーティプロバイダとの間だけのものです。さらに、SFDC 又は本パートナーは、随時、一定の追加的な機能(本プラットフォーム又は SFDC サービスの一部と定義されていないもの)を、追加料金によって、パススルー又は OEM ベースで、お客様による当該追加機能の別途の購入に関連して、ライセンサーが指定し、お客様が同意した条件に従って、お客様に提供することがあります。お客様による当該追加機能の利用は、かかる条件に準拠するものとし、当該条件がこの SFDC サービス契約と相違する場合には当該条件が優先するものとします。

3. 財産権

本契約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、SFDC は本プラットフォーム及び SFDC サービスに関する全ての権利及び利益(全ての関連する知的財産権を含む)を留保します。SFDC は、この SFDC サービス契約に明示的に規定される場合を除き、本契約に基づき、お客様に如何なる権利も許諾するものではありません。本プラットフォーム及び SFDC サービスは SFDC の秘密情報とみなされ、お客様はこの SFDC サービス契約で許諾される場合を除き、それを利用せず、また如何なる第三者に対しても開示しないこととします。

4. 開示の強制

お客様又は SFDC の何れかが、法令により秘密情報の開示を強制される場合には、相手方に、当該開示の強制について事前の通知を行うものとし(法的に許容される限度で)、相手方が開示に異議を唱えることを望む場合には、相手方の費用で、合理的な援助を与えるものとします。

5. 提案

お客様は、SFDC が、お客様又はお客様の本ユーザが、本プラットフォーム及び SFDC サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言又はその他のフィードバックを利用し、又は SFDC の製品又はサービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有することに同意することとします。

6. 解約

お客様の本プラットフォーム及び SFDC サービスの利用は、以下の何れかの事由により、通知することによって直ちに解約又は中止できるものとします。(a) お客様又は何れかの本ユーザによるこの SFDC サービス契約の違反 (b) 本パートナーが本プラットフォームを本パートナーアプリケーションの一部として提供している、本パートナーと SFDC との契約の解約又は満了 (c) 本パートナーによる、SFDC がお客様に、SFDC サービス契約に関連して提供しているサブスクリプションに関する SFDC に対する義務の違反。

7. サブスクリプションの解約不能

本プラットフォーム及び SFDC サービスのサブスクリプションは、サブスクリプションの期間中は解約不能です。但し、お客様の本パートナーとの契約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

8. データ容量

本プラットフォーム及び SFDC サービスには、サブスクリプション毎に無償で提供される一定の累計量の記憶容量が含まれています。具体的な情報についてはお客様の本パートナーにご連絡ください。本パートナーから追加の記憶容量をご購入頂くことができます。

9. 保証の否認

SFDC は、本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関するものが含まれるが、それに限定されず、明示的であるか黙示的であるか、法令に基づくものか否かを問わず、如何なる保証も行ないません。SFDC は、本パートナーアプリケーションの信頼性、適時性、品質、適合性、可用性、完全性に関する如何なる表明又は保証も行いしません。SFDC は、以下の表明又は保証を行いません。(A)本パートナーアプリケーションが利用可能、安全、適時、中断せず、エラーがなく又は SFDC サービス若しくはその他のアプリケーション、ソフトウェア、システム若しくはデータとの組み合わせにおいて稼動すること (B) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又は SFDC サービスがお客様の要件又は期待に合致していること (C) 本パートナーアプリケーションを利用して保存されたデータが正確、信頼でき又は安全であること (D) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又は SFDC サービスのエラー又は欠陥が修正されること (E) 本パートナーアプリケーション又は本パートナーが本パートナーアプリケーションを利用させるために使用するシステムにウィルス又は有害なコンポーネントがないこと。本プラットフォーム及び SFDC サービスは厳密に「現状有姿」ベースで提供される。法令で許される最大限において、SFDC は、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、本パートナーアプリケーション及び本サービスに関して、全ての条件、表明及び保証を否認し、当該否認は、商品性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害についてのものを含みますが、そのみに限定されません。

10. 免責

SFDC は、お客様又は本ユーザに対して、如何なる損害についても責任を負わないものとします。当該損害には直接、間接、特別、偶発的、懲罰的又は派生的損害、又は逸失利益に基づく損害が含まれるがそれらに限定されないものとし、当該免責は、原因の如何を問わず、契約、不法行為又は如何なる責任の理論に基づく場合でも、またお客様が当該損害の可能性を告げられていた場合でも適用されるものとします。

11. 追加の連絡

SFDC は、お客様に新規の SFDC サービスの機能及び提案に関して連絡することができます。

12. Google のプログラム及びサービス

Google のプログラム及びサービスと相互運用する本プラットフォーム又は SFDC サービスの機能は、該当する Google のアプリケーションプログラムインターフェイス(以下「API」という)及び SFDC サービス及び本プラットフォームと共に利用するための該当する Google のアプリケーションが継続的に利用可能であることを前提としています。Google, Inc.が、当該 API 又はプログラムを、合理的な条件に基づき SFDC に提供することを中止する場合、SFDC は当該機能の提供を中止できるものとし、お客様又は本パートナーは、当該提供の中止により、如何なる返金、減額又はその他の補償を受ける権利も取得しないものとします。

13. 第三受益者

SFDC は、この SFDC サービス契約に関してのみ、お客様と本パートナーとの間の契約の第三受益者となるものとします。